

重要事項説明書 【(介護予防) 訪問看護】

1. 事業所の概要

事業所名	株式会社 FOR 訪問看護ステーションつばきケア	
所在地	〒890-0063 鹿児島県鹿児島市鴨池 2-19-2 高ビル 209	
事業所番号	4660191117 号	
管理者・電話	神薗 和剛	電話 : 099-230-0228
サービス提供地域	旧鹿児島市 それ以外の地域は要相談	

2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1名 (常勤)
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。	2. 5名以上 (常勤・非常勤)
理学療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	適当数名 (常勤・非常勤)
作業療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	適当数名 (常勤・非常勤)
言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリをします。	適当数名 (常勤・非常勤)
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	適当数名 (常勤・非常勤)

3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～日曜日 ただし 12月 30日から 1月 3日までを除きます。	午前 8時 30分から 午後 5時 30分まで

(注) 年末年始 (12/30～1/3) は、お休みとさせて頂きます。

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での (介護予防) 訪問看護活動を行っています。

4. サービス内容

- ① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- ② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護

5. サービス利用料及び利用者負担 【契約書別紙】参照

6. 当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- ① 指定（介護予防）訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
- ② 指定（介護予防）訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- ③ 指定（介護予防）訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

7. 秘密の保持と個人情報保護について

- ① 事業所の職員は、本サービス提供をする上で知り得たご利用者、その家族及び身元引受人に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- ② 事業所は、予め文書で同意を得ない限り、ご利用者様、その家族及び身元引受人の個人情報を用いません。但し、ご利用者様の救急搬送等の緊急を要する場合は、事業所の判断により、医療関係者等にその情報を提供する場合があります。また、担当者会議、学生などの実習時、関係職種の情報交換時に情報を提供することがあります。
- ③ 事業所は、ご利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

8. 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、包括支援センター、介護者、居宅介護支援事業者等に速やかに連絡を行い必要な措置を講じる。又、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

9. 業務継続計画の策定（感染症流行期や非常災害時の対応策）

◆感染症流行期に備えての取組み

- ①平時から感染流行期における体制構築や整備、感染防止に向けた取り組み等の計画を策定します。
- ②感染流行期の初動対応を定めます。
- ③保健所との連携や感染者或いは濃厚接触者への対応等、感染症拡大防止体制を確立します。
- ④研修や訓練等（年2回以上）を通じて職員等へ、感染症に係る業務継続計画の具体的な内容を周知いたします。

◆非常災害に備えての取組み

- ①平時から災害に備え、建物・設備の安全対策、電気・情報通信等のライフラインが停止した場合の対策等の計画を策定いたします。
- ②災害時の初動対応を定めます。
- ③災害時の他施設や地域との連携体制を確立します。
- ④研修や訓練等（年2回以上）を通じて職員等へ、災害に係る業務継続計画の具体的な内容を周知いたします。

10. 衛生管理等（感染の予防及び蔓延防止策）

- ①平時から事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等について実施、周知徹底いたします。
- ②感染症発生に備え、保健所との連携や感染症或いは濃厚接触者への対応等、感染症拡大防止体制を確立します。
- ③研修や訓練等（年2回以上）を通じて職員等へ、感染の予防及び蔓延防止策の具体的な内容を周知いたします。

11. ハラスメント防止策

当事業所では職員等に対しハラスメント防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。

- ①研修などを通じて、職員等のハラスメント防止や知識の向上に努めます。
- ②職員等が業務、支援に当たっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えます。

1 2. 職員の禁止行為

- 本サービス提供に当たって。事業所の職員は次の行為は行いません。
- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
 - ②利用者又は家族からの金銭、物品授受
 - ③利用者の同居家族に対するサービスの提供
 - ④利用者の居宅での飲酒、喫煙
 - ⑤身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
 - ⑥利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

1 3. 高齢者虐待・障害者虐待防止について

当事業所では利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。

- ①研修などを通じて、職員等の人権意識の向上や知識、技術の向上に努めます。
- ②個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③職員等が支援に当たっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、職員等が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

1 4. 身体拘束の禁止

当事業所では利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。やむを得ず、身体的拘束等を行う場合は、

その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 5. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	099-230-0228
FAX 番号	099-230-0229
担当者	神薗 和剛
その他	相談・苦情については、所長及び担当訪問看護師が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

- その他、お住まいの市役所及び鹿児島県国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

鹿児島県国民健康保険団体連合会 (国保連)	電話番号：099-213-5122 対応時間：月曜日～金曜日の 9:00～17:00
鹿児島市役所 介護保険課	電話番号：099-216-1280 対応時間：月曜日～金曜日の 8:30～17:15

1 6. 運営法人の概要

名 称	株式会社 FOR
代 表 者	神薗 和剛
所在地・連絡先	〒890-0063 鹿児島県鹿児島市鴨池 2-19-2 高ビル 209 TEL：099-230-0228

1 7. 第三者評価の実施はございません。

1 8. 訪問看護利用料金（非課税）

令和6年6月改定

サービス内容	金額(1割負担)	単位	サービス提供時間（）内は要支援の単位数
訪問看護 I -1	314 円	314	314 単位 要支援 (303 単位)
訪問看護 I -1・夜	393 円	393	
訪問看護 I -1・深	471 円	471	471 単位 要支援 (451 単位)
訪問看護 I -2	471 円	471	
訪問看護 I -2・夜	589 円	589	823 単位 要支援 (794 単位)
訪問看護 I -2・深	707 円	707	
訪問看護 I -3	823 円	823	1回につき、30 分以上 1 時間未満 要支援 (1,090 単位)
訪問看護 I -3・夜	1,029 円	1029	
訪問看護 I -3・深	1,235 円	1,235	1回につき、 1 時間以上 1 時間 30 分未満 要支援 (284 単位)
訪問看護 I -4	1,128 円	1,128	
訪問看護 I -4・夜	1,410 円	1,410	294 单位 要支援 (284 単位)
訪問看護 I -4 深	1,692 円	1,692	
訪問看護 I -5 (PT・OT)	294 円	294	※リハビリ 20 分
訪問看護 I -5 (PT・OT)	588 円	588	リハビリ 40 分 294 単位×2

サービス内容	金額 (1割負担)	単位	サービス提供内容 () 内は要支援の単位数
看護体制強化加算（I）	600 円	600	訪問看護ステーションが医療ニーズに対応する為に一定の基準を満たした場合に算定。
看護体制強化加算（II）	300 円	300	
特別管理加算（1） (1か月に1回)	500 円	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。
特別管理加算（II） (1か月に1回)	250 円	250	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること。
複数名訪問看護加算 (30分未満)	254 円 (201 円)	254 (201)	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。(カッコ内は看護補助者の場合)
複数名訪問看護加算 (30分以上)	402 円 (317 円)	402 (317)	
長時間訪問看護加算	300 円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定。
初回加算（I）	350 円	350	退院した日に新規に訪問看護を提供した場合。
初回加算（II）	300 円	300	新規に訪問看護を開始した場合。
退院時共同指導加算	600 円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合。
緊急時訪問看護加算（I）1	600 円	600	1ヶ月につき1回算定。
緊急時訪問看護加算（II）1★	574 円	574	
ターミナルケア加算	2,500 円	2,500	死亡月に1回算定。
居宅療養管理指導	400 円	400	利用者が定期的に通院している場合、定期的に訪問診療を受けている場合又は訪問看護等を利用していない場合に算定。

- 遠隔死亡診断補助加算：150単位/回（新設）
- 業務継続計画未実施減算：報酬の1/100（新設）
- 高齢者虐待防止措置未実施減算：報酬の1/100（新設）
- 身体拘束廃止未実施減算：報酬の1/100（新設）
- 口腔連携強化加算：50単位（新設）

※P T…理学療法士、O T…作業療法士 リハビリの上限は週120分迄。

※介護予防訪問看護の利用料（単位数）は基本単位の下段の金額です。

※緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算、夜・朝、深夜加算は24時間連絡体制にあるステーションが算定することができます。

※夜間・早朝…25%増し、深夜…50%増し

※緊急時訪問看護加算・特別管理加算I・IIは区分支給限度基準額の算定対象外。

※准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本位数×90%になります。

※夜間・早朝：午前6時～午前8時まで、または午後6時～午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%加算されます。

※深夜：午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%を加算されます。

※他のサービス内容に当てはまる場合も介護報酬制度通りに計算いたします。

★緊急時訪問看護加算の算定は、つばきケアでは（II）の算定となります。

（I）①利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応ができる体制にあること。

②緊急訪問時における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。

（II）上記①に該当するもの。

●理学療法士等による訪問看護

◎訪問看護費

理学療法士等による訪問		緊急時訪問看護加算・特別管理加算・看護体制強化加算	
		算定している	算定していない
訪問	看護職員 \geq 理学療法士等	現行のまま	8単位減算
回数	看護職員 < 理学療法士等	8単位減算（新設）	8単位減算（新設）

◎介護予防訪問看護費

理学療法士等による訪問		緊急時訪問看護加算・特別管理加算・看護体制強化加算	
		算定している	算定していない
訪問	看護職員 \geq 理学療法士等	12か月を超えて行う場合は 5単位減	8単位減算（新設）※1
回数	看護職員 < 理学療法士等	8単位減算（新設）※1	8単位減算（新設）※1

※1、12か月を超えて行う場合は15単位減算（介護予防の場合のみ）

●保険対象外の自費ご利用料金（税別）

サービス内容			料金
交通費	平日・休日	訪問毎	300円 往復10km圏内
		30分未満	4,500円
		1時間未満	8,000円
		以降30分毎	4,000円
	受診の同行（送迎込み）	1時間まで	5,000円
		2時間まで	8,000円
死後の処置	亡くなられた後の処置と処置材料費込み		20,000円
キャンセル料	サービス利用48時間まで	訪問毎	無料
	サービス利用24時間まで	訪問毎	50%
	上記時間以降	訪問毎	100%

但し、利用者様の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合を除く。

※サービスの利用を中止する際は、速やかにご連絡をお願いします。

19. 事業運営（B C P）

●業務継続計画の策定（感染症流行期や非常災害時の対応策）（新設）

◆感染症流行期に備えての取組み

- (1) 平時から感染流行期における体制構築や整備、感染防止に向けた取り組み等の計画を策定します。
- (2) 感染症流行期の初動対応を定めます。
- (3) 保健所との連携や感染者或いは濃厚接触者への対応等、感染症拡大防止体制を確立します。
- (4) 研修や訓練等（年2回以上）を通じて職員等へ、感染症に係る業務継続計画の具体的な内容を周知いたします。

◆非常時に備えての取組み

- (1) 平時から災害に備え、建物・設備の安全対策、電気・情報通信等のライフラインが停止した場合の対策等の計画を策定いたします。
- (2) 災害時の初動対応を定めます。
- (3) 災害時の他施設や地域との連携体制を確立します。
- (4) 研修や訓練等（年2回以上）を通じて職員等へ、災害に係る業務継続計画の具体的な内容を周知いたします。

●高齢者虐待・障害者虐待防止について（新設）

当事業所では利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修などを通じて、職員等の人権意識の向上や知識、技術の向上に努めます。
- ② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③ 職員等が支援に当たっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、職員等が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

●身体拘束の禁止（新設）

当事業所では利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。やむを得ず、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

●訪問看護等における24時間対応ニーズに対する即応対応の確保（新設）

なお、事業所の看護職員以外の職員が緊急連絡を受ける場合には、以下の体制を整備しています。

1. 看護師等以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による相談に対応する際のマニュアルを整備しています。
2. 看護師等以外の職員が、電話等により連絡及び相談を受けた際に、看護職員へ報告し、報告を受けた看護職員は、当該報告内容等を訪問看護記録書に記録します。